

平成27年 9月定例会 提出議案の概要（健康福祉局）

1 一般案件

件 名	概 要
財産の取得について (第 105号議案)	<ol style="list-style-type: none">1 概要 災害救助用備蓄物資として、毛布を取得するもの。2 数量及び買入金額<ol style="list-style-type: none">(1) 数量 93,600枚(2) 買入金額 135,761,184円3 買入れの相手方 シキボウ株式会社

平成27年9月定例会 提出議案の概要 (子ども青少年局)

一般会計補正予算 (第104号議案)

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	概 要
第3児童相談所建設の 設計	年度 28	千円 23,000	急激に増加している虐待相談を始めとする児童相談に対して、さらに迅速・的確に対応するため、第3児童相談所の設置に向けた設計を行う。 設計が2か年にわたるため、債務負担行為とするもの。

平成27年9月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 条例案

件名	概要
<p>名古屋市有料自転車駐車場条例の制定について (第98号議案)</p>	<p>(1) 条例制定の目的 自転車等の放置の防止に資するとともに、自転車等の利用者の利便の増進を図るため、有料自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせ、利用料金制を導入し、より効率的な管理・運営を目指すことを目的とする。</p> <p>(2) 条例の主な内容</p> <p>ア 利用料金（第5条第2項） 利用料金は条例別表第2及び第3の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。</p> <p>イ 回数駐車券等の発行（第5条第3項） 指定管理者は回数駐車券等を発行することができるものとする。</p> <p>ウ 利用料金制の導入（第5条第4項） 利用料金は指定管理者の収入とする。</p> <p>エ 指定管理者制度の導入（第12条） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を導入する。</p> <p>オ 指定管理者の指定の手続き（第13条） 指定管理者の指定をしようとするときは、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。 ただし、併設する許可自転車駐車場との一体管理による効率化を図る自転車駐車場については、同条第3項各号に掲げる基準を満たす者のうちから選定することができるものとする。</p> <p>カ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年条例第40号）の一部改正（附則第4項） 名古屋市有料自転車駐車場条例の制定に伴い、自転車駐車場の利用に関する規定を次のとおり改正する。 (ア) 自転車駐車場の利用（第25条）を削除。 (イ) 自転車駐車場の利用に関する標識（第25条の2）を削除。</p>

件 名	概 要
	<p>キ 学生定期利用の変更（別表第2） 減免から利用料金へと変更するとともに、大学生等を対象とした学生定期券を新設する。</p> <p>(3) 施行期日 平成28年10月1日。ただし、指定管理者の指定の手続きについては、施行日前に行うことができる。</p>

2 一般案件

件 名	概 要
<p>都市公園を設置すべき区域の変更について (第108号議案)</p>	<p>(1) 対象公園 昭和橋公園及び細根公園</p> <p>(2) 理由 将来、都市公園として供用するまでの間において、都市公園法を準用し適正な管理を行うため。 ア 昭和橋公園 都市計画事業の事業計画の認可に伴い、当該区域を追加する。 イ 細根公園 オアシスの森づくり事業で借地した土地の区域を追加する。</p> <p>(3) 議決の必要性 都市公園法の規定により、都市公園を設置すべき区域の決定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。</p>

件 名	概 要
<p>市道路線の認定及び 廃止について (第 109 号議案)</p>	<p>(1) 新たに市道に認定する路線 下之一色南部第 1 号線始め 34 路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業・・・16 路線 ・開発行為・・・・・・・・・・14 路線 ・その他・・・・・・・・・・ 4 路線 <p>(2) 路線の一部又は全部を廃止する路線 下之一色町第 21 号線始め 20 路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業・・・16 路線 ・売払い・・・・・・・・・・ 1 路線 ・その他・・・・・・・・・・ 3 路線 <p>(3) 議決の必要性 道路法の規定により、市町村道の路線の認定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。また、路線の一部又は全部を廃止する場合も同様である。</p>

平成27年9月定例会 提出議案の概要（交通局）

1 一般案件

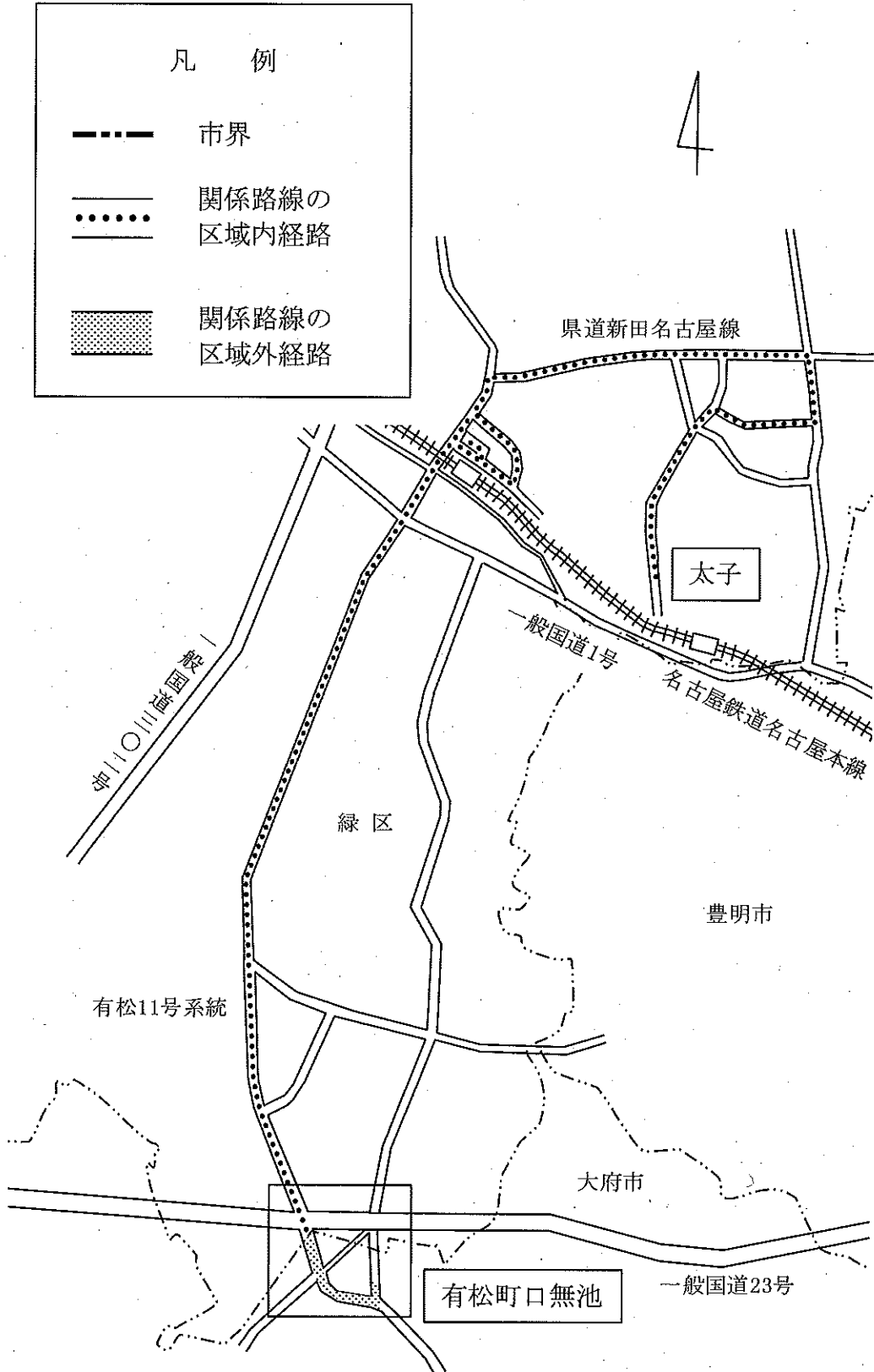
件 名	概 要
<p>公の施設の区域外設置 について (第110号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 大府市内にバス停留所を設置している本市バス路線について、大府市民との間に利用関係を生じているため、地方自治法第244条の3の規定に基づき、同市と協議するもの。</p> <p>(2) 区域外運行の概要 ア 系統名 有松11 イ 位置 大府市の区域のうち北部 ウ 乗車料金 均一制料金（大人210円、小児100円）</p>
<p>公の施設の区域外設置 について (第111号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 長久手市内にバス停留所を設置している本市バス路線について、長久手市民との間に利用関係を生じているため、地方自治法第244条の3の規定に基づき、同市と協議するもの。</p> <p>(2) 区域外運行の概要 ア 系統名 幹本郷1 イ 位置 長久手市の区域のうち南西部 ウ 乗車料金 均一制料金（大人210円、小児100円）</p>

件 名	概 要
<p>公の施設の区域外設置 について (第 112 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 豊山町内にバス停留所を設置している本市バス路線について、同町民との間に利用関係を生じているため、地方自治法第 244 条の 3 の規定に基づき、同町と協議するもの。</p> <p>(2) 区域外運行の概要</p> <p>ア 系統名 黒川 1 1</p> <p>イ 位置 豊山町大字豊場</p> <p>ウ 乗車料金 均一制料金 (大人 210 円、小児 100 円)</p>
<p>公の施設の区域外設置 について (第 113 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 大治町内にバス停留所を設置している本市バス路線について、同町民との間に利用関係を生じているため、地方自治法第 244 条の 3 の規定に基づき、同町と協議するもの。</p> <p>(2) 区域外運行の概要</p> <p>ア 系統名 名駅 2 4、中村 1 4</p> <p>イ 位置 大治町の区域のうち中部及び西部</p> <p>ウ 乗車料金 均一制料金 (大人 210 円、小児 100 円)</p>

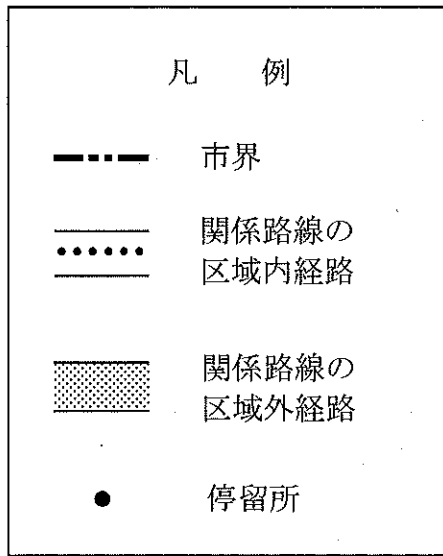
公の施設の区域外設置位置図

1 大府市

(1) 広域図

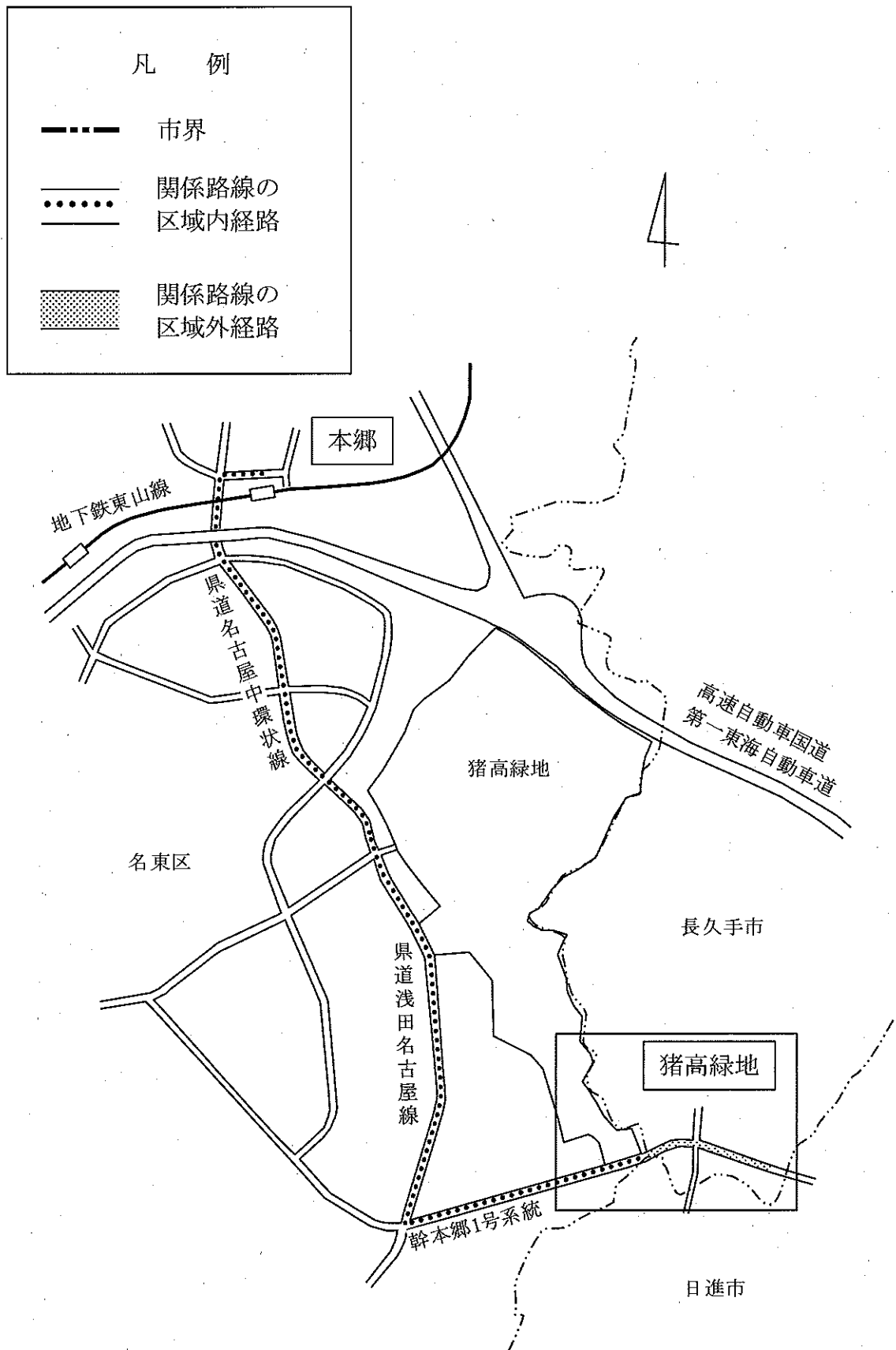


(2) 拡大図

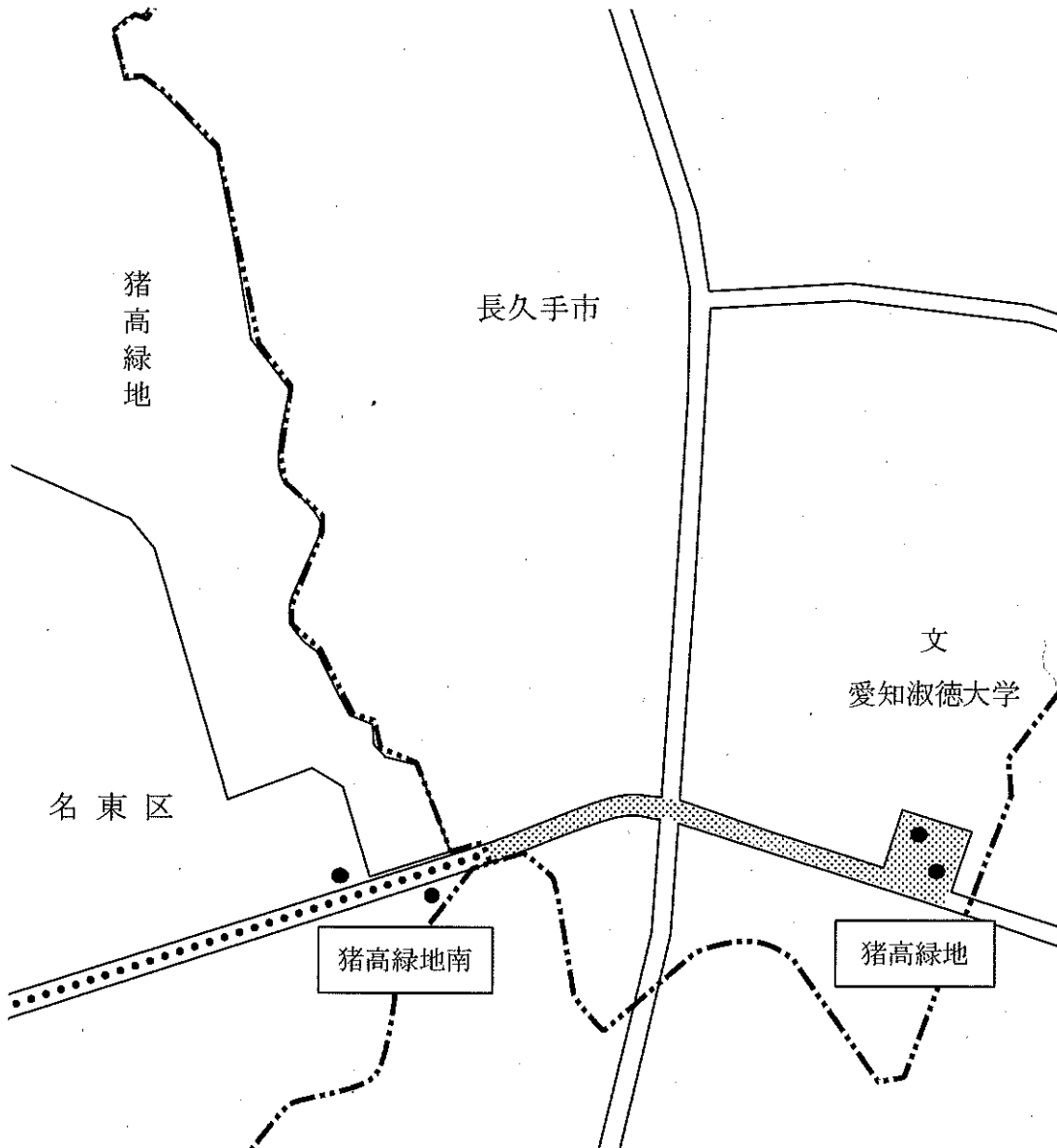
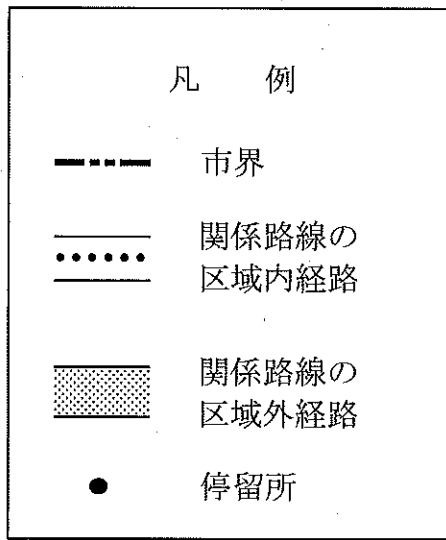


2 長久手市

(1) 広域図

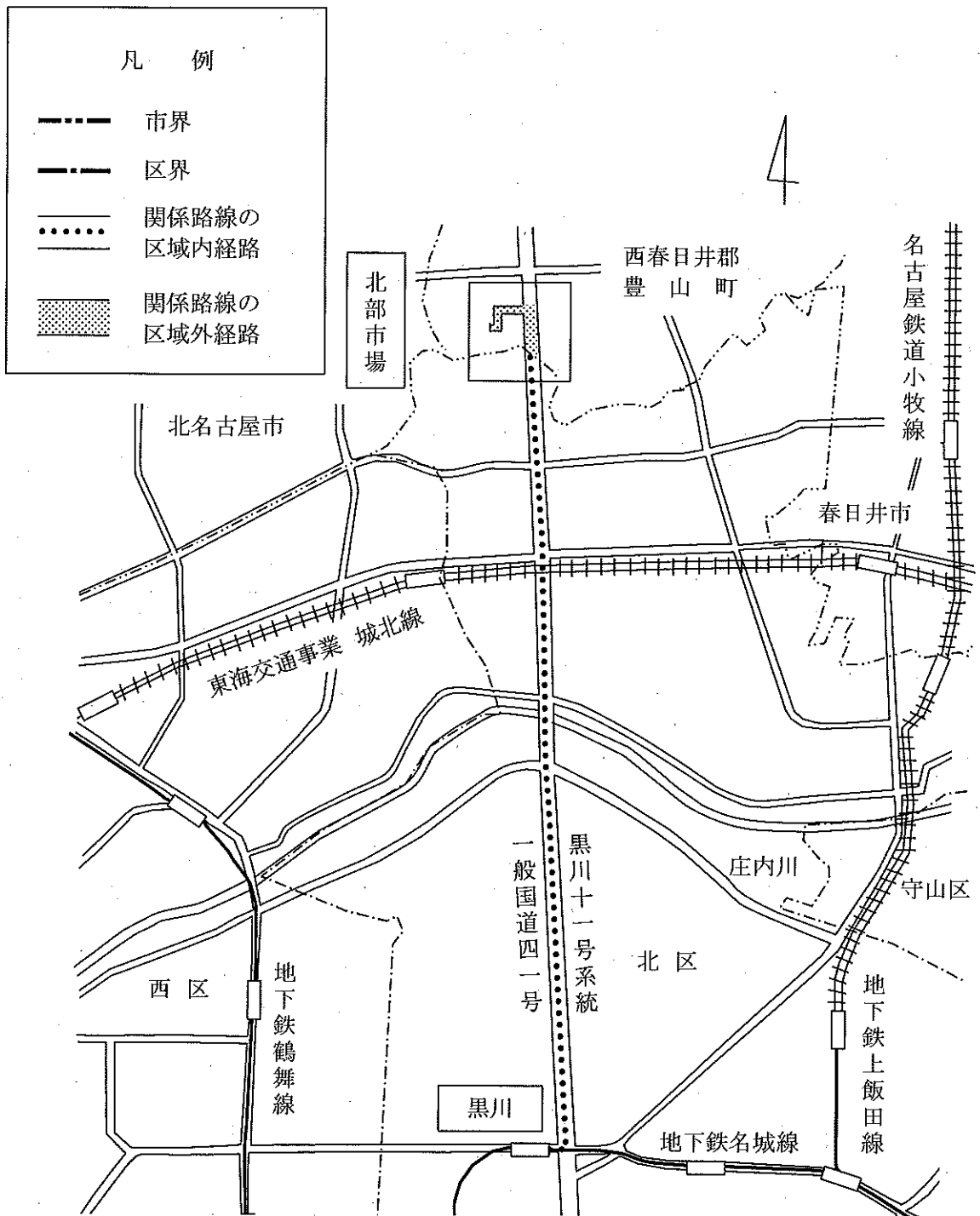


(2) 拡大図

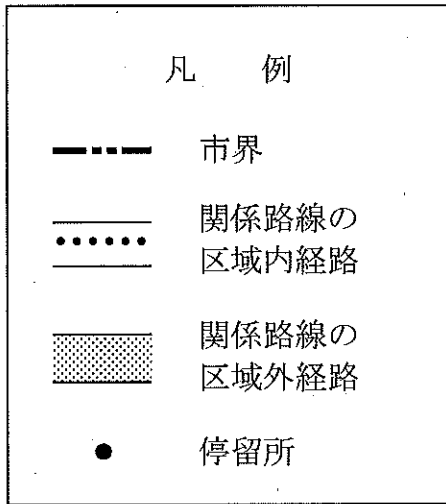


3 豊山町

(1) 広域図



(2) 拡大図

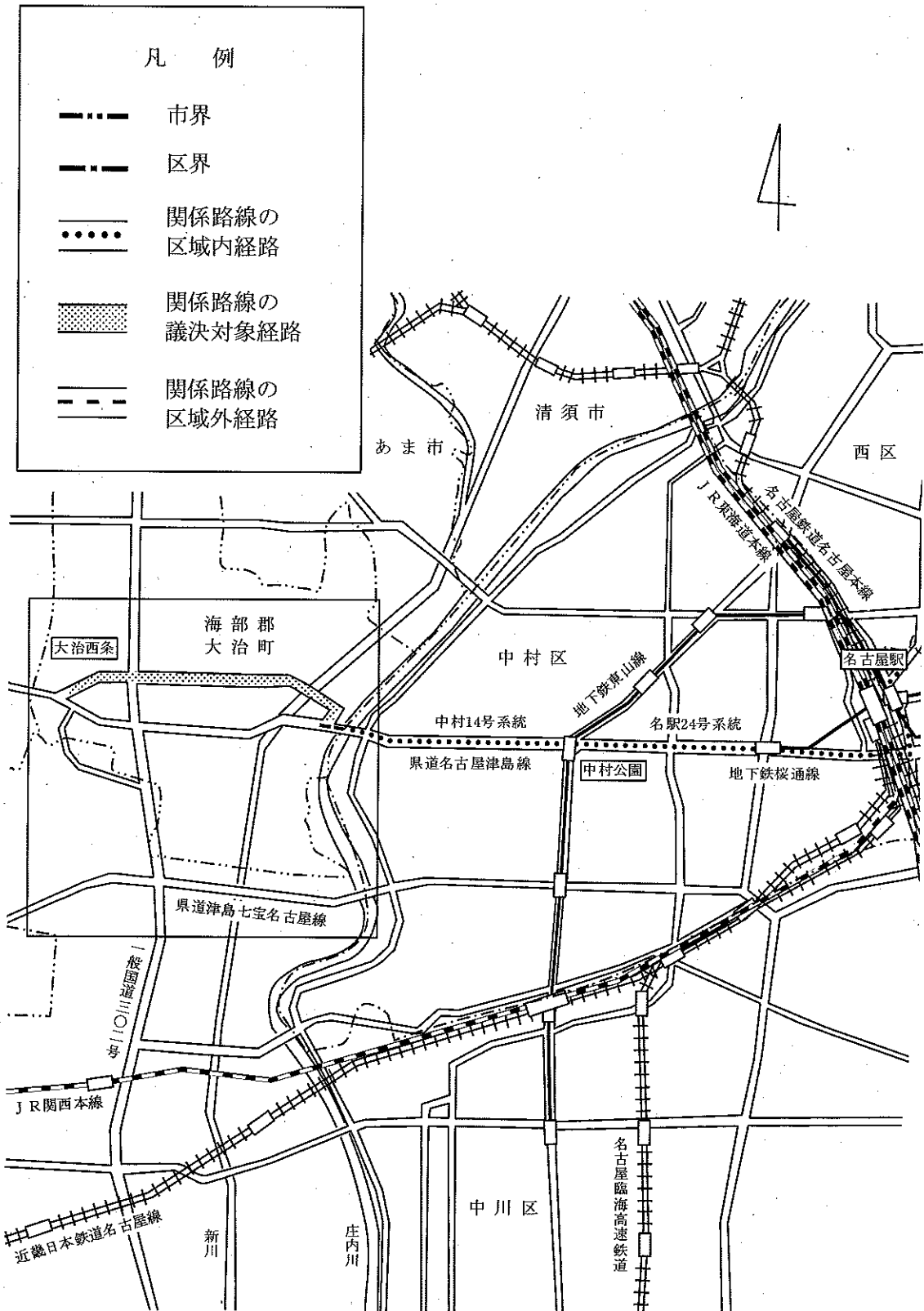


4

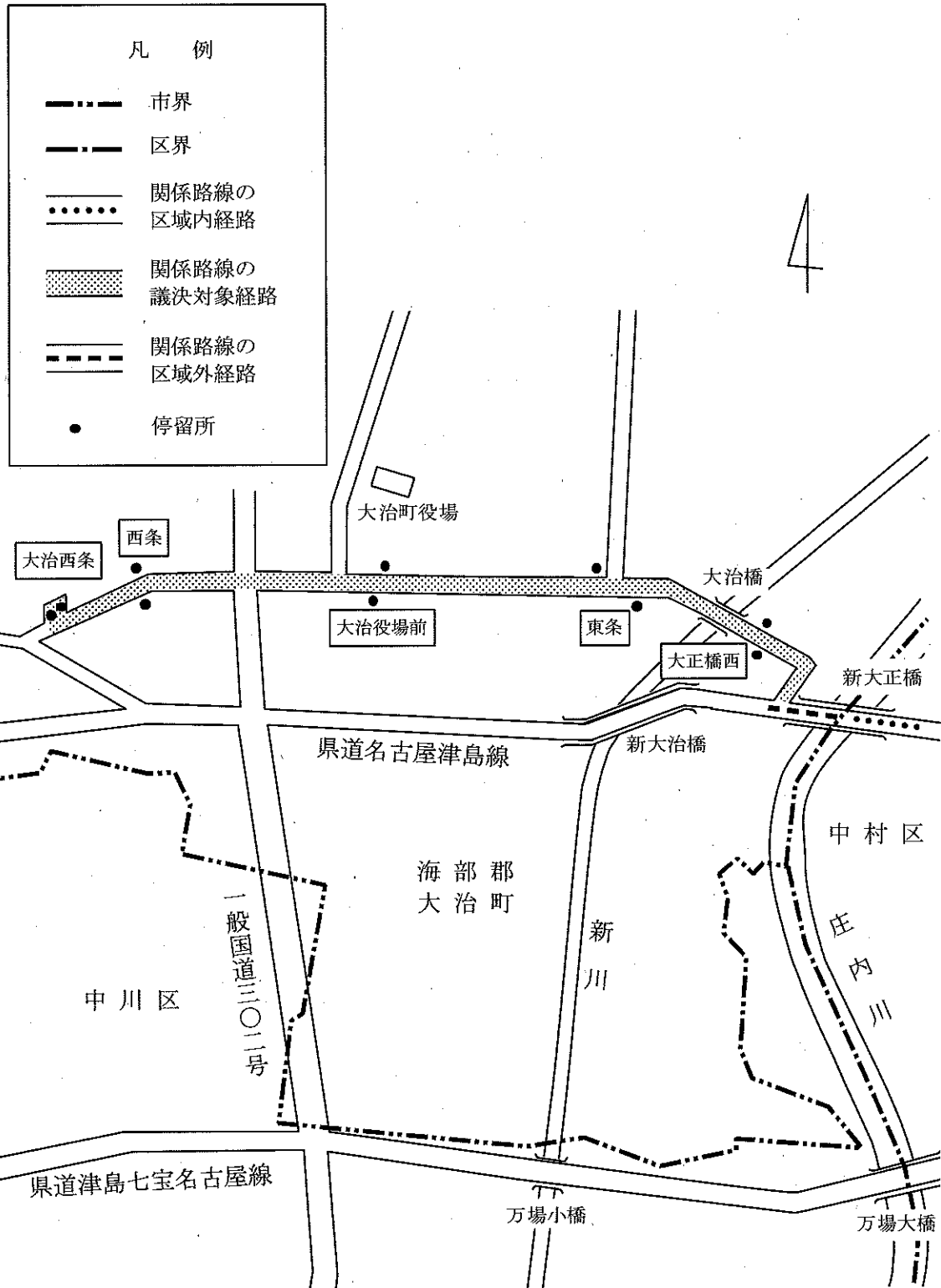


4 大治町

(1) 広域図



(2) 拡大図



平成27年9月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 条例案

件名	概要
名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について（第99号議案）	<p>(1) 趣旨 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、規定を整備するもの。</p> <p>(2) 内容 ア 用語の定義に関する規定を法律に合わせて整備する。 イ 空家等の調査、特定空家等に対する措置に関する規定を法律に合わせて整備する。 ウ 名古屋市空家等対策審議会条例における審議会の所掌事務に関する規定の引用条文を整理する。</p> <p>(3) 施行期日 平成27年11月1日</p>

2 一般会計補正予算（第104号議案）

件名	金額	概要
名古屋城整備検討調査	千円 35,000	(1) 趣旨 天守閣の木造復元に向け、契約手法として技術提案・交渉方式を採用し手続きを進めるとともに、名古屋城の魅力向上策の検討調査を実施する。 (2) 内容 ア 技術提案・交渉方式の調査 イ 名古屋城魅力向上調査
金シャチ横丁構想の推進 者希会田	千円 3,000	(1) 趣旨 金シャチ横丁（第1期）の整備・運営を行う事業者の公募及び集客力向上策の検討調査を実施する。 (2) 内容 ア 事業者の公募 イ 集客力向上策の検討

3500 内訳

3 一般案件

件 名	概 要						
<p>指定管理者の指定について (第107号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内 容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="523 566 1398 835"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 566 938 629">施設の名称</th> <th data-bbox="938 566 1398 629">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 629 938 734">名古屋市矢田コミュニティセンター</td> <td data-bbox="938 629 1398 734">矢田学区連絡協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 734 938 835">名古屋市星崎コミュニティセンター</td> <td data-bbox="938 734 1398 835">星崎学区連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 施設の供用開始日から平成30年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市矢田コミュニティセンター	矢田学区連絡協議会	名古屋市星崎コミュニティセンター	星崎学区連絡協議会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市矢田コミュニティセンター	矢田学区連絡協議会						
名古屋市星崎コミュニティセンター	星崎学区連絡協議会						

平成27年9月定例会 提出議案の概要（上下水道局）

1 条例案

件名	概要
名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例の制定について (第100号議案)	(1) 概要 下水道事業管理者の附属機関として、名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会を設置するもの (2) 施行期日 公布の日 <i>調査・視察 等の</i>

山崎

平成 27 年 9 月定例会 提出議案の概要 (防災危機管理局)

1 条 例 案

件 名	概 要
名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正について (第 101 号議案)	(1) 趣旨 水防法の一部改正に伴い、規定を整理するもの。 (2) 内容 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する事項の改正 (法第15条関係) に伴い、引用条項の整理を行う。 (3) 施行期日 公布の日から施行する。

平成 27 年 9 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市営住宅 条例の一部改正 について (第 102 号議案)	<p>(1) 趣旨 福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理するもの</p> <p>(2) 概要 住民の帰還促進を図るための環境整備事業に係る交付金制度の創設等による福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条項に係る規定を整理する。</p> <p>(3) 施行期日 公布の日から施行する。</p>

2 一般案件

件 名	概 要
契約の一部変更 について (第 106 号議案)	<p>(1) 概要 椿町線こ道橋（仮称）新設工事の請負契約について、契約金額及び完成予定期日を変更するもの</p> <p>(2) 工事名 椿町線こ道橋（仮称）新設工事 (平成 22 年 6 月 29 日議決 平成 22 年第 112 号)</p> <p>(3) 契約金額 変更前 8,463,000,000 円 変更後 8,754,600,000 円</p> <p>(4) 完成予定期日 変更前 平成 28 年 12 月 31 日 変更後 平成 29 年 6 月 30 日</p>

平成27年9月定例会 提出議案の概要（消防局）

1 条例案

件名	概要
火災予防条例の一部改正について (第103号議案)	<p>(1) 概要 消防法施行令（昭和36年政令第37号）等の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うもの。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>ア 第45条関係 病院並びに患者を入院させるための施設を有する診療所及び助産所における消火器の設置について、規定の整備を行うもの。</p> <p>イ 第49条関係 <u>小規模特定用途複合防火対象物における自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機の設置</u>について、規定の整備を行うもの。</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>ア 第45条関係 平成28年4月1日</p> <p>イ 第49条関係 公布の日</p>